

奈良県告示第五百七十三号

平成十二年二月奈良県告示第五百二十一号（奈良県収納代理郵便官署の指定）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

二中「の使用料及び」を「及びその駐車場の使用料並びに」に改める。